

平成24年度 第1回 広島市公共事業（建設関係局所管）評価監視委員会

会 議 要 旨

1 開催日時

平成24年10月31日（水） 9：00～12：10

2 開催場所

広島市役所 14階 第7会議室

3 出席者

(1) 委員

中山委員長、池田委員、潮崎委員、谷本委員、長谷川委員、福田委員

(2) 事業所管局

道路交通局 山道路部道路整備担当部長、永川街路課長

都市整備局 香川西風新都整備部長、箕田西風新都整備担当課長 ほか

(3) 事務局

都市整備局 新上都市計画担当部長、加藤都市計画課長 ほか

4 議題

再評価結果及び対応方針案に関する審議

5 傍聴人の人数

〈一般傍聴〉 0人

〈報道関係〉 2社

6 結果概要

議題：「再評価及び対応方針案に関する審議」について

- ・安佐南4区486号線
- ・都市計画道路 比治山東雲線
- ・都市計画道路 霞庚午線（8・9工区）
- ・都市計画道路 山の手線外1
- ・広島市東部地区連続立体交差事業

〈審議結果〉

安佐南4区486号線、都市計画道路 比治山東雲線、都市計画道路 霞庚午線（8・9工区）、都市計画道路 山の手線外1の4事業について、市の対応方針案を妥当と認める。

広島市東部地区連続立体交差事業について、次の意見を付して、市の対応方針案を妥当と認める。

〔付帯意見〕

できるだけ早い時期に事業の見直しを行い、本委員会で審議等を行うこと。

【会 議 要 旨】

・ 安佐南 4 区 4 8 6 号線

【委 員】 本道路については、非常に重要な道路、西風新都の発展のためには必要な道路だと思う。

この事業は、団地の造成する開発事業者が開発を進めなければ市として道路を整備できないという、西風新都の開発において道路を設置する基本的な考え方に、今となっては、現実と齟齬が出てるのではないかと思う。

市は、開発事業者を促すというというのが、具体的に、開発業者の整備に向けた動きがどう進んでいるのか。また、それが進まないと、永久にここの道路はできないのかということ、そこを伺いたい。

【事務局（西風新都整備担当課長）】 この事業は、開発事業者と市が一体的に進めていくという西風新都のルールの下で始めたものである。

まず、開発事業の状況ですが、開発事業者からは分譲予定地への企業誘致や事業パートナー探しを今年度もかなり具体的に動いていると聞いており、市としては状況はいい方向に向かっているのではないかと考えている。

市としてもできるだけ開発が進むように環境づくりを進めたいと思っており、具体的には、今行っている西風新都の全体計画の見直しの中で、例えば、時代に対応した新たな機能とか世界の潮流に沿った先進的な取組、計画を盛り込もうと考えており、そのことが西風新都の価値をより高めて民間の開発とか企業立地に対する意欲を喚起し、開発の促進に繋がることを期待しており、そういう側面的な支援という形をまず考えている。

それと、今開発事業者が考えている土地利用について、時代のニーズに合った企業の進出しやすいような形で我々もそこを柔軟に対応し、企業の進出を促せるような環境づくりを行っていききたい。

【委 員】 この段階の中で特定の開発事業者に市が極端に肩入れをするということは、公平の原則からいってもなかなか難しいのかもしれないが、できるだけ急いで道路ができるようによろしく願います。

【委 員】 今年度中に新しい開発事業者が見つかるというのは、何か具体的に目途があるのか。

【事務局（西風新都整備担当課長）】 できれば年内とか年度内には方針を固めたいということは、事業者から聞いている。

【委員】 万が一、事業者が見つからなかった場合には、この事業から撤退するというようなことも含めて検討されているのか。

【事務局（西風新都整備担当課長）】 事業者の思いとしては、そのパートナーを探しており、もし相手が決まれば、そのパートナーと組んで事業をスタートするような形になると思う。

【委員】 具体的なパートナーが今年度中に出てくる話は、どれぐらいの確実性を持っているのか。

【事務局（西風新都整備担当課長）】 平成8年から事業を進めており、いろんな状況が重なって今に至っているが、今年度は、別のパートナーの具体的な話が出てきているという状況である。

【委員長】 開発事業者の義務感、責任感みたいなものは感じられるのか。

【事務局（西風新都整備担当課長）】 例えば、開発インターチェンジとして3者で建設費を負担している西風新都のインターチェンジについて、この事業者もこの負担金も毎年きちんと払っており、市の事業には協力的だと思う。

【委員長】 その負担金を払っているということが、もう少し様子を見ようという市の判断の足かせになっているのではないのか。

【事務局（西風新都整備担当課長）】 様子を見ようという判断と、この事業者が協力的かということは、ちょっと違う。

【委員】 今、市は西風新都の全体計画の見直しを進めているが、事業再評価との関係はどう整理しているのか。

【事務局（西風新都整備担当課長）】 西風新都の都市内幹線道路をもう一回きちっと見て、選択と集中のもと、どの道路を整備していくかを示すことが、今回の見直しのポイントである。

本市では、この路線は西風新都の骨格を形成するための循環型ネットワークの一番大事な部分であると認識しており、上位計画となる西風新都全体計画の中でもこの路線の優先度は高いというような方向で、まとめようと考えている。

【委員】 この開発事業がうまくいかなかった場合は、どうなるのか。例えば、また再評価委員会が5年後にあるのだとしたら、それまでの5年間に、この場合はこうなるといういくつかのパターンを示してほしい。

【事務局（西風新都整備担当課長）】 現在は、開発事業者が事業をやろうという意欲があるので、それをしっかり見極めていこうという段階である。

例えば、次に、事業者の開発がもう無理だというような判断ができた場合は、他の開発事業者に事業が承継するというか、新しい事業者が現れれば、そのときは新しい事業者と協議し、現在のルールに従って進めていくってこのパターンが出てくると思う。

また、その事業の継承するものも現れず、今後の開発が見込めないと判断されたときには、市としても、この路線の重要性から、例えば道路の規模の縮小とかを考えて、コスト削減を図った上で本市による単独整備ということを視野に入れて検討していくということになると思う。

【委員】 この事業が出来るまでにかかなりの期間を要するようであり、10年も20年もそのまま放置しとけないから、ほかの計画も進めていくという考え方があればと伺いたい。

【事務局（西風新都整備担当課長）】 例えば、局所的な対策として、大塚駅北交差点については、車線数や信号現示の改良などを行っている。

また、この道路がもし本当にずっとこのままの状態であれば、別の道路を暫定的にも広げるなどの対策は出てくると思う。

【委員】 1-2工区については、今回事業継続になったら、これからまた用地の交渉をされていくと思うが、そのときにどう説明をされるのか。

【事務局（西風新都整備担当課長）】 道路整備が一旦中断してからは、これまで地元には入っていないが、例えば、1-2工区の中筋沼田線側の道路については、開発区域外で部分的な整備によって効果が表れるということであれば、地元住民との協議の状況などを踏まえて、部分的な整備に取り組むために用地買収の協力を求めることもあるかと思う。

【委員】 この西風新都の件については、関連する開発事業の着工が前提であり、その着工の前提が揺らいでいるというような状況にありながら、再評価の対象となっていると理解している。そういう前提が揺らいでいるものを再評価するというのは非常に困難であるというふうに考える。

そこで、再評価の対象の選定というところに、もう1つ、その事業の見直しが起こって

いるものについては、再評価がはたしてそれができるものであるのかというこのフィルターを掛けていただく必要があるのではないかと思います。

というのは、この件だけでなく、もう1件、東部地区連続立体交差事業の件についても見直しがあり、再評価するというのは本当に難しいということで、その再評価対象の選定の件につきまして、まず、お願いをしたい。

また、関連する開発事業の着工を前提として、この事業の必要性は、非常に重要なものであると考えるが、この実現可能性っていうのが非常に低い状態にあることから、事業者が撤退した場合にはどういうふうにやっていくかみたいなことも含めて新たな事業計画というのを示された上で評価されるべき問題ではないかというふうに思う。

【事務局（都市計画課長）】 今の再評価のやり方がきっちり5年経てば必ずやるという仕組みになっており、少し柔軟性が足りないところである。ある事業について見直しをするという舵を切った場合には、委員がおっしゃったように、再評価の対象にしないということも今後考えていきたいと思う。

東部連立事業の場合は見直しを表明しており、そういう場合は見直しをしている最中だから評価は見直しができたあとにするという選択があると思う。この安佐南4区486号線の場合は、そこまで舵を切っていないため、開発を前提に、審議をお願いしている。

【委員長】 それは国の方針に関係なく市独自でそういうことは可能なのか。

【事務局（都市計画課長）】 可能である。

【委員長】 もし開発事業が実現しない場合、いつごろまで待たれるのか。

【事務局（西風新都整備部長）】 いつが見極めの時期かと言われても、今はお答えできないと言わざるを得ない。

開発事業者を取り巻く環境というのは、だんだん、厳しくなっているとは思う。有り体にいえば、事業者から、半分部分の住宅部分についてはある程度の目途がついたものの、半分の商業部分については、やはり、ちょっと厳しい状況であるというような報告を受けてはいる。但し、これらを含めて一応の踏ん切りをしたいと言われているので、それは待ちたいと思う。

ただ、そうした状況をいろいろ鑑みても困難であるとか、あるいは事業者のほうで次の事業者に承継したいということがあれば、それについてはそのような形で進めていきたいと思うし、そうでなければ、市単独でその道路を整備していくことも、視野に入れて進めていきたいということは考えている。

いずれにしても今はっきりとは明言できないが、今の事業者がそれほど長く結論を延ば

すというふうには理解していない。

【委員長】 なかなか期限を明言はできないということであるが、開発事業者と市の役割分担のルールの見直しは、もっと難しいのか。

【事務局（西風新都整備部長）】 今回のルールは、事業者と公共の役割分担を明確にし、事業者がその開発で得た開発のメリットの一部を公共に還元し事業を進めていこうというものである。

右肩上がりの経済の下での発想であり、それらができないことであれば、市として必要な部分の公共施設については積極的に市主導でやっていくといった方法を打ち出さざるを得ないだろうと思う。

【委員】 対応方針の結びで「環境づくりに取り組む」とあるが、ルールを見直すことや背景などについて具体的な文言を入れ込むことはできないか。

【事務局（西風新都整備部長）】 これらについては、そのようには考えていきたい。

【委員長】 重要なのは見極めの決断の時期ということになる。

【事務局（西風新都整備部長）】 そのとおりである。平成8年からこれまで、言葉は悪いが、ズルズルと来ざるを得なかった社会経済情勢の背景もあるし、その事業者の見誤った点もあるかと思うし、市としてもそういう状況の中でなかなか決断ができなかったといったことはあると思う。

【委員】 先ほどのお話の中で、開発事業者が事業に着工しなかった場合には、広島市が単独でこの道路を整備していくことも1つの方法として考えておられるという話でしたが、開発されないままに、市がこの道路を通すというふうになった場合には、どれぐらいのB/Cになるのか。

【事務局（西風新都整備担当課長）】 例えば、開発が中止になって、市単独で施工になった場合、道路ネットワークや道路構造の見直しなど費用の削減を進めていく必要があると考えており、仮に一定の条件のもとでB/Cを試算すると、全事業で1.8程度となる。

【委員長】 委員、その質問に対しては、よろしいか。

では、この事業について、ほかにご意見はないか。

この対応方針案でいろんな結論の出し方があると思うが、その前に中止がいいとい

う委員はおられるか。

(委員1名 挙手)

委員1名は反対。それでは、多数決原理が必ずしもいいとは言わないが、規定がそうなので、よろしくお願ひしたい。

それでは、対応方針案の文言をこのままで、継続を是としていかがか。

【委員】 地域団体の要望等に関することと、開発事業者の動向がどうかということの2つを、対応方針案の文言に加えてほしい。

特に開発事業者の事情から今、整備が遅れており、市として最後の環境づくりを積極的に取り組むという姿勢を表現してほしい。

せめて、どうしてこういう環境づくりが必要か背景を、今、まだ開発事業者の進捗が悪いというところを強調して入れてほしい。

【委員長】 それで1つ提案として、市の対応方針案の文言修正については、電子メールを用いた審議により進めることで、よろしいか。

(委員一同 異議なし)

事務局も、それでよいか。

【事務局(都市計画課長)】 事務局のほうで、この今、出された方針から大きな転換がない範囲内で表現等はわかりやすく修正をさせていただき、それで、その調整もさせていただきたい。

【委員長】 はい。

【委員】 ちょっと最後に。環境づくりっていうところは、例えば、これに向けて、これと、これと、これをやっていくみたいには言えないのか。どうしてもここまでしか言えないのであれば、ここは了解しとくとかにしとかないと、まとまらない。

【事務局(西風新都整備担当課長)】 例えば、開発事業がなくなった場合に、どういうことを視野に入れて検討するとかという文言を加えて書くという形で、案をつくってみるが、いかがか。

【委員】 了解した。

【委員長】 なかなかここで短時間でというのは、難しいようには思う。したがって、電子メールについても多少のやり取りはあるかもしれない。

各委員で様々なご意見が、出る可能性はあるので、その点はよろしいか。

【事務局（西風新都整備担当課長）】 はい。

【委員長】 よろしくお願ひしたい。

それでは、全員一致というわけにはまいらなかったが、市の対応方針案を改めて審議し、ご了解いただいた上で、事業継続という結論としてよいか。

（委員一同 異議なし）

・都市計画道路 比治山東雲線

【委員】 この道路は、段原の再開発、市民球場が新しくでき、そこへのアクセスとしては非常に重要な道路であり、限られた道路予算の中で「選択と集中」というお話がありました。ここは、やはり集中をすべき道路だと思う。

限られた予算を早期に投入して、それから、効率的なその収用ということも含めて、全精力を上げて、次の5年後のこの委員会にかかることがないように、完成を早期にすべきではないか。そのためには早期の法的な判断、しっかりした資金の調達が必要ではないかと思う。

【委員】 今回の事業もいいことづくめであるが、悪い面も確認しているというところは何かあるのか、あるいはしたけども何もなかったのか。

例えば、47 ページの4番目「環境」で、地球環境の保全是、二酸化炭素絡みで評価されているが、その下の二酸化窒素、SPM、それから、騒音等は、特段の効果がないので、評価されていない。ということは、逆に交通量が増えて、この辺の悪影響が出るという可能性は残しているわけですね。その辺はどういうふう判断されたのかということをお教えください。

【事務局（街路課長）】 主に地球環境の保全及び環境面に関して、道路を整備することによるデメリットをもっと記載すべきということについてですが、国交省の示すマニュアルに基づき評価を行っている為、記載していない。

まず、CO₂の排出量について、全体の車の流れがよくなり、走行性がよくなることにより、大きな目で見れば、当然、CO₂の排出量が削減される。

また、NO₂、SPM等についても、やはり走行性の改善といった面では削減されると思われる。そういった反面、今回、この道路ができる沿道の地域だけを捉えると、委員がお考えのように今よりも交通量が増えた場合には、当然、CO₂の排出量は増えるものと考えている。

今回、現在の指針やマニュアルに基づいた指標を付けてるが、この指標について、全国的な検討委員会等では、今のままでは非常に不備があるのではないかと意見があり、例えばCVM方式のような形の評価を加えるといったことも検討されている。

今後評価をする上ではそういった全国レベルの動きも見ながら、より適切な評価ができるように取り組んでいきたい。

【委員】 一応、事業者サイドとしては、それほどマイナス面はないだろうという判断をされているということか。

【事務局（街路課長）】 はい。特に今ここに掲載されておりますCO₂など大きな範囲で考

えれば、マイナス面よりはプラス面のほうが、評価できると考えている。

ただ、沿道の地域に対する評価は、また1つの方法として考えていけないといけない。

【委員】 何をもってそう考えたかっていうのを、例えばアセスをやってないような環境については、何をもってこの事業は妥当ですよというのか、よく分からない。

例えば、単なる感覚だけで、経験上で大丈夫でしょうということであれば、それはそれでいいと思うが、そのあたりをどういうふうに決着つけられたのか。

【事務局（街路課長）】 具体的には、この比治山東雲線では、44ページの事業の投資効果の欄に環境という項目があり、ここに、定量的に求められる、いわゆる自動車からのCO2の削減量を掲載している。

この比治山東雲線で言えば、削減される自動車からのCO2が1,600t-CO2/年ということである。

【事務局（道路整備担当部長）】 委員ご指摘のように、この再評価の手法というものが、いいとこ取りのようにみられるのは確かに否めない。

この再評価について、マイナス指標をどう定量的にしめすか、これが確立されていない。全国的にそういう課題や問題意識があり、また、それを今からどうするかというところと、更にいいところについても、まだ定量的に示されていない部分があるかとは思っている。

我々も感覚的にもっといい項目があるものの、それもまた定量的に示されていないということで、現在のマニュアルに示される再評価のやり方で説明せざるを得ないということが現状である。

申し訳ありませんが、このことは今から出てくるほかの事業についても言えることであり、マイナスの面があるのではないかというご指摘は、よく認識している。いろいろ我々も全国の動きを見ながら、再評価のやり方について、これからも勉強していきたい。

【委員】 そう言われると、もうこれ以上、何も言えない。

ただ、私が委員になってから4、5年、国のマニュアルも含めて改善はないのかということはずっと言い続けて、何度も何度もお願いをしたり、聞いたりして、同じ答えばかりで、もうそれ以上進めない。

見ていると事業をやる方向へ、やる方向へという便益だけは一生懸命計算するのですが、マイナス面はあとに残されてしまう。そういう意味でも、ちょっと不信感が残ってしまう。

【委員】 この事業の再評価において、その用地買収が困難、難航していることが解消される見込みであるということが示されないと、その事業継続を判断することは難しいと思う。次の事業についても同じことが言えるが、それについての情報がこの資料には書か

れてない。もちろん、現地視察のときにお聞きしているが、今回の資料に入っていないということが問題となるのではないかと思う。その用地買収の見通しについて、もう一度ご説明いただきたい。

【事務局（街路課長）】 現在の用地取得の状況について、面積ベースで86%、契約件数でいけば93%の進捗率になっている。残った部分はどうなるのかということについて、用地交渉については当然、熱意を持って今後とも地権者の方と進めさせていただく。

【委員長】 土地収用法を適用する基準は、広島市の場合はないのか。

【事務局（街路課長）】 広島市は特に定めていないが、国や県の基準、加えて、事業の進捗状況を踏まえながら、土地収用を行うといった判断をしている。

【委員】 必要性が高く進捗度もかなり高いということで、この事業の重要性については重々認識しているので、この用地買収の見通しが立っているというようなことを、この対応方針でも触れたらどうか。

【事務局（道路整備担当部長）】 対応方針案の文面では、交渉中であり用地買収の見込みをはっきり明文化することが難しいことから、用地買収という表現はないが、「引き続き事業継続し、平成20年代後半の完成を目指す」と明記することで、まさに用地買収を積極的に行いながら進めていくという我々の意思を表している。

【委員】 直接的にその用地買収という用語を使ってくれと言っているわけではなく、困難な問題があったけれども、それを解決できる見通しがあるというようなことが重要だと思う。

【事務局（道路整備担当部長）】 そこを努力するという気持ちを表現する方向で検討する。

【委員長】 これについて、改めて皆さんに見ていただくということで、お願いしたい。

それでは、市の対応方針案を改めて審議し、ご了解いただいた上で、事業継続という結論としてよろしいか。

（委員一同 異議なし）

・都市計画道路 霞庚午線（８・９工区）

【委員】 B/Cを出される場合の事業全体と残事業の区間について、事業全体というのは、霞庚午線全体をいうのか。

【事務局（街路課長）】 事業全体というのは、過年度も含めた８・９工区全体の事業であり、残事業というのは、今からやる事業のことである。

【委員】 分かりました。

【委員長】 対応方針案に「消防活動困難」という言葉が入っているが、先ほどの比治山東雲線は、そういうメリットはないのか。

【事務局（街路課長）】 比治山東雲線は、一方通行が交互通行になるので、消防車の移動時間が短縮されるといったメリットがある。

霞庚午線については、非常に道路が狭い区間があるため、このような表現とした。

【委員長】 分かりました。

【委員】 ここには旭町商店街があると思うが、そういう地元の商店街だとか、町内会だとかの要望とか、あるいは話し合いとかについて、どういう状況にあるのか教えていただきたい。

地元の要望や町内会の要望について、あまり説明がなかったが、商店街も結構あるので、そこの関係を教えていただきたい。

【事務局（街路課長）】 霞庚午線の地元については、この道路整備をきっかけとして、大河地区のまちづくり協議会を発足しており、道路整備を活かしたまちづくりを皆さんで考えていこうといった土壌ができています。

この道路の整備を早くしてもらいたいという要望を記載した横断幕も掲げられており、特に商店街からも、とにかく早く整備をしてもらいたいといった要望も出されている。

そうした中で、事業が少し長引いていることは、地域の皆さんには迷惑をお掛けしているといった点もあることから、広島市としても事業の状況を地元の方々にいろいろと説明している。

このような状況を踏まえ、既に入収済みの土地を地元のイベントなどに活用してもらい、地域のコミュニティを高めてもらえるよう取り組んでいる。

【委員】 そうであれば、地域としては道路整備を望んでいるということが前提で、やはり、早くやらなくてはいけない。市としてはやり始めたことを、きちんと責任をもってやらなくてはいけないということがあると思うので、その表現として、地元との関係というのはあるのではないかと思う。

【委員長】 分かりました。それでは、是非、工夫をお願いいたします。

【委員】 用地買収が難航している理由というのは何ですか。

【事務局（街路課長）】 交渉が難航している部分について、事業に反対ということではなく、用地補償費の価格面で交渉が難航しているという理由である。

【委員】 その用地買収、交渉が、今後うまく話し合いで解決による目途というのは、今の時点ではどれぐらい立っているのか。

【事務局（街路課長）】 交渉が難航している部分については、規模が大きく、特に商売されている方の代替地や移転後の生活再建もあるので、代替地などを積極的に市が紹介することにより、交渉が進むと考えている。

また、事業全体としては、早期に買収を要望されている方もいるので、予算の措置ができれば、買収は進められる。

【委員長】 よろしいですか。

道路沿道の振動・騒音について、心配はありませんか。

【事務局（街路課長）】 整備区間において、そのような声は出ていない。

実際にそのような声があったときには市で調査を行い、状況等を説明することとしている。

【委員】 この道路が東西に抜けるのに本当に必要なかどうかなのか。

今、国道2号の出汐交差点はかなり改良され、中広宇品線という幅広い道路ができたことで、出汐交差点を通り霞庚午線に抜けても、そんなに渋滞があるようには思えない。

それで、南道路ができたときに東西に抜ける道路というのが、車の量というのはどのように評価されているのか。本当にそのときに、この霞庚午線が生きてくるのかどうか。

旧国鉄宇品線の跡地の道路もかなり交通量ありますけども、今、その中広宇品線ができるまでは、あれが結構メインな道路だったと思うが、宇品線の跡地の道路の活用方法というのは、歩道をかなり分離して、頑丈な柵を付けて、道路と歩道を分離している。この地

域の生活道路としては、あのやり方でいいのではないかと思う。

それから、バスの問題については、この近くのところで自転車を巻き込んだという死亡事故もありましたので、整備効果が高いかもしれません。

もう1つ、その電柱の地中化については、これは確かに道路の表面上は電柱がなくなっ
てきれいかもしれませんが、ここら辺は住宅の密集地帯ですので、所詮、電柱がなくな
るのは道路の沿線の数軒分の電柱だけだと思う。その裏に入れば、電柱はたくさん立
てないと電気は多分届かない。その中広宇品線とかを南の方まで地中化されたのとは、ち
よっと効果と見栄えも違うのではないかと思う。

また、この道路に対する疑問として、30mの幅広い4車線の道路ができたときに、粉
じんが飛ぶのは間違いないから、それが本当に子どもたちに影響しないのかどうか。大
きい道路ができて旭町のアイビータウンという商店街が本当に活性化するのかという
と、むしろ、私は宇品線の跡地利用のような道路の使い方のほうがよいのではないか。

この地区を東西に抜く霞庚午線の完成というのは、もう出汐交差点の改良なり宇品線の
改良で、ほぼ役目は終わっており、あとは南道路が担うのではないかなというふうに思
わないでもない。

【事務局（道路整備担当部長）】 ご意見ありがとうございます。

道路計画の考え方について、北側に国道2号、南側に広島南道路と幹線道路があり、こ
の間の霞庚午線は、昭和27年に都市計画決定、いわゆる戦災の広島平和記念都市建設計
画に位置づけられた幹線道路である。この間隔で幹線道路をめぐる理由としては、委員
がおっしゃった電線共同溝の話にも繋がるのですが、この幹線道路というのは、交通
処理とともに、地震、大規模災害時の緊急輸送道路や広域避難路として機能する。ま
た、大規模災害時の緊急輸送道路や広域避難路としての機能を持つ道路で、そういう
時に電柱が倒れたら、都市が機能しなくなるということで、電線共同溝は景観面もあ
るが、大規模災害時にも重要な道路として、機能を発揮するという考え方がある。

そういうことで、霞庚午線については、生活道路で市民の皆様、地元の方にご活用
いただけるというような性格があるが、道路のネットワークを考える上で、重要な
機能を持つ幹線道路であるという位置づけで考えている。

【委員長】 いかがでしょうか、よろしいですか。

【事務局（道路整備担当部長）】 対応方針案について、先ほどの比治山東雲線
でご指摘いただいたことを踏まえ、修正したいと思う。

【委員】 この事業だけでなく、全体的な対応方針の書き方について、少し
意見させていただきたい。対応方針のところに説明があり、結論が引き続き事業
を継続というふう

になると思うが、その説明のところが事業の必要性になっており、事業継続の妥当性の説明と、ちょっと違うかなというふうを感じる。

この委員会で評価しなければならないのは、事業を続ける妥当性があるということを言わないといけないから、その点を意識して、修正していただければ有り難い。

【委員長】 あえて言えば下から4行目からの3行に、その気持ちは書かれていると思いますが、それをもう少しということですね。

それでは、そういう条件で、市の対応方針案を改めて審議し、ご了解いただいた上で、事業継続という結論としてよいか。

(委員一同 異議なし)

・都市計画道路 山の手線外 1

【委員】 事業全体の総便益の走行時間短縮が 202 億円なのに比べて、残事業の走行時間短縮は 152 億円と 50 億円ほど減っているが、この理由は何か。

【事務局（街路課長）】 残事業の便益には、既に完成している花都川線（1 工区）の便益を入れていないためである。この差額 50 億円が花都川線（1 工区）の便益である。

【委員】 山の手線と安芸土地区画整理事業との関係を教えてください。

【事務局（街路課長）】 再評価の対象区間は、赤い部分であり、安芸土地区画整理事業区域内の山の手線については、区画整理事業で施行される。

【委員】 今の便益等々は全部、それもできた暁にはという計算か。

【事務局（街路課長）】 区画整理事業区域の道路も考慮している。

【委員】 今、その土地区画整理事業はどのような状態にあるのか。

【事務局（街路課長）】 安芸土地区画整理事業は、業務代行方式による、組合施行の土地区画整理事業である。

平成 4 年度に事業認可を取得しているが、事業が進んでいない状況である。

【委員】 区画整理事業ができない場合どうやって遂行していくのか。区画整理事業の中は、市の事業ではないですね。その場合、どうやって時期を判断するのか。

【事務局（街路課長）】 この区画整理事業が中止されると、道路は繋がらないことになり、その場合には、広島市が山の手線を整備する方向で検討する。

【委員】 当然、判断の時期があるということか。

【事務局（街路課長）】 市が仮に施行しようとした場合には、換地計画から山の手線の区域を外してもらうなど手続きが必要になってくるが、今現在は、区画整理事業の進捗を見守っているところである。

【委員】 この 5 年間は、区画整理事業があるという前提で事業は進行すると考えれば

いいか。

【事務局（道路整備担当部長）】 安芸土地区画整理事業は認可を取り、事業の施行期間を平成 28 年 3 月まで延伸しており、現在も事業期間中である。

そこで、1 つはこの区画整理事業の事業期間の終了する平成 28 年 3 月の時点でどうなるのかという見極めの時期があらうかと思う。

全く見込みが立たないようなものであれば、市で整備を行う可能性も、その時点で検討していきたいと考えている。

【委員】 再評価としては、現時点ではそこで事業者がされるという前提で費用、便益がこれぐらい上がるだろうということを想定して、オッケーですよという話をするが、もしその前提がだめだった場合は、計算し直しが出てくるということになる。それは、その次の評価のときに検討するという事で考えればいいのか。

【委員長】 委員のご発言にあったように、その再評価事業の手続、これが少し明確じゃないところもあり、県は、それを見直しているようである。だから、市も是非、知恵を出していただきたい。

【事務局（道路整備担当部長）】 例えば、本事業を見直して事業区間が変わるような場合、そのときには、5 年後に再評価していただくのか、あるいは、見直し時点で再評価委員会など諮らせていただいて、その見直し後の内容で評価をいただくのか、これについては、我々も事業課の立場であり、事務局と詰めさせていただき、お示しするようにしたいと考えている。

【委員】 はい、分かりました。

【委員長】 この街路の必要性については皆さん、納得いただけただけでしょうか。

ちょっと話が逸れて恐縮ですが、先ほどから離合が困難な道路の写真をを見せていただいたが、広島市全体で、そういう道路は含めて結構多いのか。

【事務局（街路課長）】 広島市全体の道路の整備状況について、一般国道はほぼ 100% 改良済みであるが、県道は約 77%、広島市道に至っては 69% である。

【委員】 この土地区画整理事業が平成 28 年度まで未着手だった場合には、この事業自体がなくなる可能性は現時点ではあるのか。

【事務局（街路課長）】 この道路自体の必要性は非常に高いため、事業がなくなることはない。

区画整理事業が取りやめという場合には、市が整備することを考えていくことになる。

【委員長】 その際、一旦、この事業はなくして、新たに、ここまでを1つの事業とすることも考えられえるのか。

【事務局（街路課長）】 事業区間の見直しも考えられる。

【委員】 山の手線とか花都川線というのは、この安芸土地区画整理事業がありきで、ここに道を通そうという計画だったと思うが、もし、土地区画整理事業自体がなくなってしまったような場合には、現在の渋滞を緩和するために、別のもっと費用が掛からない道路を検討される可能性を知りたい。

【事務局（街路課長）】 山の手線は、これに接続する府中町側の都市計画道路は既に完成している。更に、この山の手線は、広島市域だけでない幹線道路で、東の海田町へつながり、JR線の北側の幹線道路となっているものであり、この事業の計画自体がなくなるということは全くない。

【委員】 黄色い部分のところの整理事業計画自体がなくなることもないのか。

【事務局（街路課長）】 ない。

【委員】 山の手線は、緑が豊かな地域にトンネルも掘るし、そういった意味で自然環境への影響というのは、もう心配ないというふうな判断をしているのか。

【事務局（街路課長）】 山の手線が通る区域は、非常に緑が豊かな地域ということで、広島市の「みどりの基本計画」にも位置づけられており、この道路を作るにあたり、一部トンネルを採用し、法面については緑化するなど、積極的に緑地の保全等については取り組んでいきたい。

【委員長】 よろしいでしょうか。

ここも、対応方針案については、土地区画整理事業とそれに対しての市の方針を、もう少しわかりやすく、工夫していただきたい。

【委員】 花都川線と山の手線が一体の施工になっているが、山の手線は先ほどから環

境問題や土地区画整理の話もありなかなか難しいようなので、花都川線について、山の上のほうにある船越中学校の通学路として優先的に開発したほうがいいのではないかと。

【事務局（街路課長）】 花都川線は船越中学校への通学路になっている。また、山の手線の工事をする際には、花都川線が工事の進入路となるので、花都川線から整備にかかることとなる。

【委員】 今回の方針案を修正するのであれば、「環境配慮を」みたいな文言があると良いと思うので、検討してみてください。

【委員長】 それでは、市の対応方針案を改めて審議し、ご了解いただいた上で、事業継続という結論としてよいか。

（委員一同 異議なし）

・広島市東部地区連続立体交差事業

【委員】 この事業の見直しの主導権は誰にあるのか。

【事務局（街路課長）】 広島県と市が共同事業者であるので、両方で話をしながら進めている。

【委員】 市の方針の中では用地買収を進めると書いているが、見直しの結果次第では、無駄なことになるのではという懸念がある。

【事務局（街路課長）】 今進めているのは、向洋青崎地区の、市の場合青崎地区ですけれども、この土地区画整理事業を進めるために必要となる部分の用地買収を進めており、無駄になることはない。

【委員長】 用地買収という言葉はどこかに書いておきたいというのだろうが、違う事業であれば特に書かなくてもいいのでは。

【事務局（道路整備担当部長）】 用地取得という言葉を用いたのは、土地区画整理事業を進めるために必要となる部分の道路用地の取得を今後も行っていくということ、また、見直し前提の中で事業継続としており、本事業のどの部分が継続的に進んでいるかを表したものである。

【委員長】 この事業に関わる用地買収と、この土地区画整理事業というのは重なっているのか。

【事務局（道路整備担当部長）】 土地区画整理事業の中で生み出される都市計画道路に繋がる道路の用地である。

【委員長】 どういう表現をするのが一番いいのか。

【委員】 見直しには影響されない用地買収を進めるとか、そういう書き方は、まずいいのか。

【事務局（道路整備担当部長）】 現在進めている用地取得については、見直しに関係なく必要となるところであるが、対応方針案の中で、見直しに影響しないという書き方は控えさせてもらいたい。

【委員長】 規模を縮小した新たな事業ということになるのであれば、再評価と言わないのでは。

【事務局（道路整備担当部長）】 例えば、規模縮小案となると、都市計画の変更という手続きが生じ、別途、法定の都市計画審議会で審議される。

そうなれば、この事業再評価の委員会において見直した内容等を審議いただくか、報告させていただくかなど、対応について事務局と詰めさせていただきたい。

【委員長】 この連続立体交差事業は、B/Cも何もないという中での再評価で初めてのことであり、これは、正直なところ制度の問題で、戸惑っている。

【委員】 何に対して再評価するのかわからない。

新しい形が決まったら、何かの評価をするという結論ではないのですか。

【委員】 新しい形を確認してから、この委員会で、また審議するというわけにはいかないのか。

【事務局（都市計画課長）】 事業課は、見直し結果がでるまでの間に用地買収をやってもいいのかどうかの結論が出てないような状態になることを心配している。

【委員】 難しいところではあると思うが、現時点で責任を負うことはできないと思う。やはり、その見直し案がきっちり決定したあとでないと評価はできないと思う。

【委員長】 行政は、柔軟な運用をできないのか。

【事務局（都市計画課長）】 委員会としての結論は、事業見直しが確定した段階で再度その時点で審議等を行うという条件を付けていただいて、事業継続という形にしていればと思うが、いかがでしょうか

【委員長】 いかがでしょうか、それでよろしいでしょうか。

それでは、後日、付帯意見を含め、対応方針案を改めて審議し、ご了解いただいた上で、事業継続という結論としてよいか。

（委員一同 異議なし）